

(仮称)岩泉有芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、SGET岩泉ウインドファーム合同会社が、岩手県下閉伊郡岩泉町において、最大で総出力46,000kWの風力発電所を設置するものである。本事業は、環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)に基づく計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)に係る手続中に、配慮書の作成者である株式会社システムズ(以下「前事業者」という。)から本事業者に対し、環境影響評価法第三条の九に基づく事業の引継ぎが行われており、引継ぎ以降の環境影響評価手続は、本事業者が実施することとなる。現段階において、本事業者単体では、今後の環境影響評価手続における調査、予測及び評価並びに環境保全措置等の適切な実施は困難であり、本事業者は、他社との委託契約等により、これらを実施することとしている。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、事業実施想定区域の周辺では、イヌワシの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による重大な影響が懸念される。また、事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在していることから、工事中及び供用時における騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

さらに、前事業者から本事業者への引継ぎが行われたばかりであり、今後の環境影響評価手続における調査、予測及び評価並びに環境保全措置等を適切に実施するための体制を整備する必要がある。

よって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 体制の整備

今後の環境影響評価手続における調査、予測及び評価並びに環境保全措置等を適切に実施するための体制を整備し、方法書以降の図書に適切に記載すること。

(2) 前事業者からの引継ぎ

今後の環境影響評価手続における調査、予測及び評価並びに環境保全措置等を適切に実施するため、前事業者から引き継いだ本事業に係るこれまでの検討の経緯及び内容並びに本意見を勘案した対応について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

(3) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(4) 事業計画の見直し

2.(1)(2)及び(3)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等

の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺では、イヌワシの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、イヌワシの行動圏に関する情報(餌場等の利用状況等)を明らかにするとともに、その結果を踏まえ風力発電設備等の配置等を検討すること。